

## 南山大学体育センター使用についての原則（了解事項）

1. 使用時間：午前 9 時～午後 8 時 30 分（終了後の退中は午後 9 時までとし、それ以後は、閉館する。）
2. 使用対象施設  
1 階……メインアリーナ（含ランニングデッキ）、トレーニングルーム  
地下 2 階…柔道場、剣道場、卓球場、多目的ホール、リハーサルルーム、パート練習室 1～14
3. 正課体育授業による体育センター内施設の使用については、春・秋学期の始めに体育学教室で曜日・時限別に決められる。（種目、雨天時の措置を含む）
4. 前記体育授業以外の時間については、課外活動団体は使用月の前月 20 日（事務休日の場合はその前日）までに施設別に学生課学生係（体育館事務室）へ施設使用申請を出し、学生部長の許可を得る。  
この際体育会所属団体は体育会が取りまとめて申請し、それ以外の団体は直接学生係へ申請する。  
〔対象施設：メインアリーナ、トレーニングルーム、柔道場、剣道場、卓球場、多目的ホール〕
5. 課外活動団体以外の使用希望者（ゼミナール、一般学生、教職員）は、使用 1 週間前までに施設別に学生課学生係へ施設使用申請を出し、学生部長の許可を得る。  
なお、一般学生の体育施設使用を奨励する意味で、水曜日 9:00～14:30、木曜日 9:00～16:10 は一般学生の優先使用を認めるので、同様の手続で許可を得る。（運用上、申込時点で施設が空いていた場合は使用させる。）
6. [リハーサルルーム、パート練習室] については、音楽系団体等は代表者が 4.と同じ前月 20 日までに施設別に学生課学生係へ施設使用申請を出し、学生部長の許可を得る。  
（音楽系団体等：ギターアンサンブル、ギター音楽研究会、女声コーラス、管弦楽団、メイルクワイヤー、吹奏楽団、演劇部、観世会、落語研究会）

以 上